

作成年月日	令和3年12月1日
作成部局	県土整備部住宅建築局
課室名	建築指導課

## 都市計画法施行条例の一部を改正する条例案のパブリックコメント

### 1 背景

本県では、市街化調整区域において一定の開発及び建築を認める特別指定区域を都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）に基づき指定しています。

一方で、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため令和2年6月に都市計画法が改正（令和4年4月1日施行）され、改正法施行後は、原則、土砂災害警戒区域や浸水想定区域（以下「イエロー区域」という。）において特別指定区域の指定や同区域内での開発許可ができなくなります。

これまで県が推進してきた地域活力の維持に資するまちづくりを今後も継続していくため、人命の安全と経済活動のバランスに配慮し、イエロー区域内であっても一定の安全性を確保すること等により特別指定区域の指定等が可能となるよう措置する必要があります。

### 2 概要

特別指定区域について以下の対応を行うため、都市計画法施行条例について所要の改正を行おうとするものです。

#### (1) 既に指定している特別指定区域への対応

既に指定している特別指定区域内においては、イエロー区域内であっても、許可申請者が避難に関する書面を提出することをもって、開発許可を行う。

#### (2) 新たに指定する特別指定区域への対応

新たに指定する特別指定区域については、イエロー区域内であっても、安全上・避難上の対策等に係る基準に適合する場合は、新たに特別指定区域の指定を可能とする。（許可申請時には、申請者が避難に関する書面を提出する。）

### 3 今後のスケジュール（予定）

- (1) パブリックコメント：令和3年12月2日（木）から同月22日（水）まで
- (2) 公布：令和4年3月下旬
- (3) 施行：令和4年4月1日

【問合せ先】県土整備部住宅建築局建築指導課開発指導班 TEL 078-362-3585